

○鎌倉市空家等対策協議会条例

平成28年7月6日条例第7号

鎌倉市空家等対策協議会条例

(趣旨及び設置)

**第1条** この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、鎌倉市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について調査審議する。

(組織)

**第3条** 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者とする。

(1) 学識経験を有する者、知識経験を有する者又は関係行政機関の職員

(2) 市民

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

**第5条** 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。